

マイナンバーに関するお願い

1. 平成 28 年 1 月から番号制度（マイナンバー）が始まります。平成 27 年 10 月から順次、「通知カード」がお住まいの市町村から郵送され、国民一人ひとりに固有のマイナンバー（個人番号）があなたに通知されます。今後、各種手続きのときに、マイナンバーを記入することになります。届いた通知カードは、同居されている家族の方の分すべて含めて大切に保管しておいてください。

まず、本人およびご家族のマイナンバーを給与所得の源泉徴収票などへ記載するために、本人が勤務されている「会社」に本人および家族の「マイナンバー」を届けていただく必要があります。

それについては、別途「会社」より案内があると思いますので、その方法に従って届け出て下さい。

なお、当健康保険組合は、「会社」が取得した被保険者および被扶養者の個人番号を下記の利用目的にて利用いたしますので、ご了承の程お願いいたします。

ユアサ健康保険組合

被保険者各位

ユアサ健康保険組合

個人番号利用目的通知書

当健康保険組合は、貴殿及び貴殿の扶養家族の個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める個人番号をいいます。）を以下の目的で利用いたします。

- ① 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ② 雇用保険届出事務
- ③ 健康保険・厚生年金保険届出事務
- ④ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- ⑤ 国民年金の第 3 号被保険者の届出事務

2. 任意継続被保険者の皆様には、平成 27 年 9 月に別紙のように（加入者のみなさまへ）「マイナンバー（個人番号）が届きます」というタイトルで書類を送付しております。

*別紙参照ください。

主なお願いとしては

- ・届いた通知カードは大切に保管し、決して通知カードを含めて健保宛に送らないで下さい。
- ・平成 28 年 4 月頃に、その段階で任意継続被保険者を継続されている方へ個人番号を健保が取得するために「個人番号記入様式」を送付しますので、それに個人番号の記入と通知カード（コピー）を添付して健保宛に提出をしてください。任意継続被保険者につきましても健保が直接取得した被保険者および被扶養者の個人番号を「個人番号利用目的通知書」にある利用目的にて利用いたしますので、ご了承の程お願いいたします。

3. 番号制度とは？ 社会保障・税番号制度（内閣官房）のホームページをご覧ください。

ホームページ内にある FAQ（よくある質問）もご活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

*任意継続被保険者の方の健保提出用「個人情報 記入様式（イメージ）」は、まだ正式な書類ではありません。後日正式な書類形式が定まった段階で「申請書類」としてアップします。

問合せ先 ユアサ健康保険組合 tel03-6369-1770 fax03-6369-1880

加入者のみなさまへ

「マイナンバー（個人番号）」が届きます

平成28年1月から番号制度が始まります。そこで、平成27年10月から順次、「通知カード」がお住まいの市区町村から郵送され、国民一人ひとりに固有のマイナンバー（個人番号）があなたに通知されます。

今後、各種の健康保険の手続きのとき、マイナンバーを記入することになります。届いた通知カードは大切に保管しておいて下さい。

このあと平成28年4月頃に、任意継続被保険者を継続されている加入者のみなさまへ別紙にある「個人番号記入様式」（案）に基づいた書類を送付致しますので、それまでは通知カード含めて、決して健保宛に送付しないでください。

通知カードのイメージ

個人番号	○○○…○○○
生年月日	○年□月△日
性別	女
氏名	番号花子
住所	△県○市□町1-1-1



健康保険や
年金、税金、雇用保険等
の手続きで必要になります

1 マイナンバーは今後どう使うの？

平成29年1月から、健康保険の各種申請書や届出書等にマイナンバーを記入する必要があります。また、マイナンバーは健康保険だけでなく、年金や雇用保険、税金等、番号法やその他の法律、条令で定められた手続きで、共通で使うことになります。

※健康保険以外の開始時期は制度によって異なります

通知カードは、これらの手続きでマイナンバーを記載する際、ご自分の番号を確かめるためにお使いください。また、手続きをする窓口等でマイナンバーを確認するために通知カードの提示が求められますので、手続きの際は必ずお持ちください。郵送の場合は写しを提出する必要があります。

※通知カードのほか、平成28年1月以降、個人番号カードも希望により交付をうけることができます。このカードにもマイナンバーが記載されます。さらに、希望すれば、マイナンバーが記載された住民票が交付されます

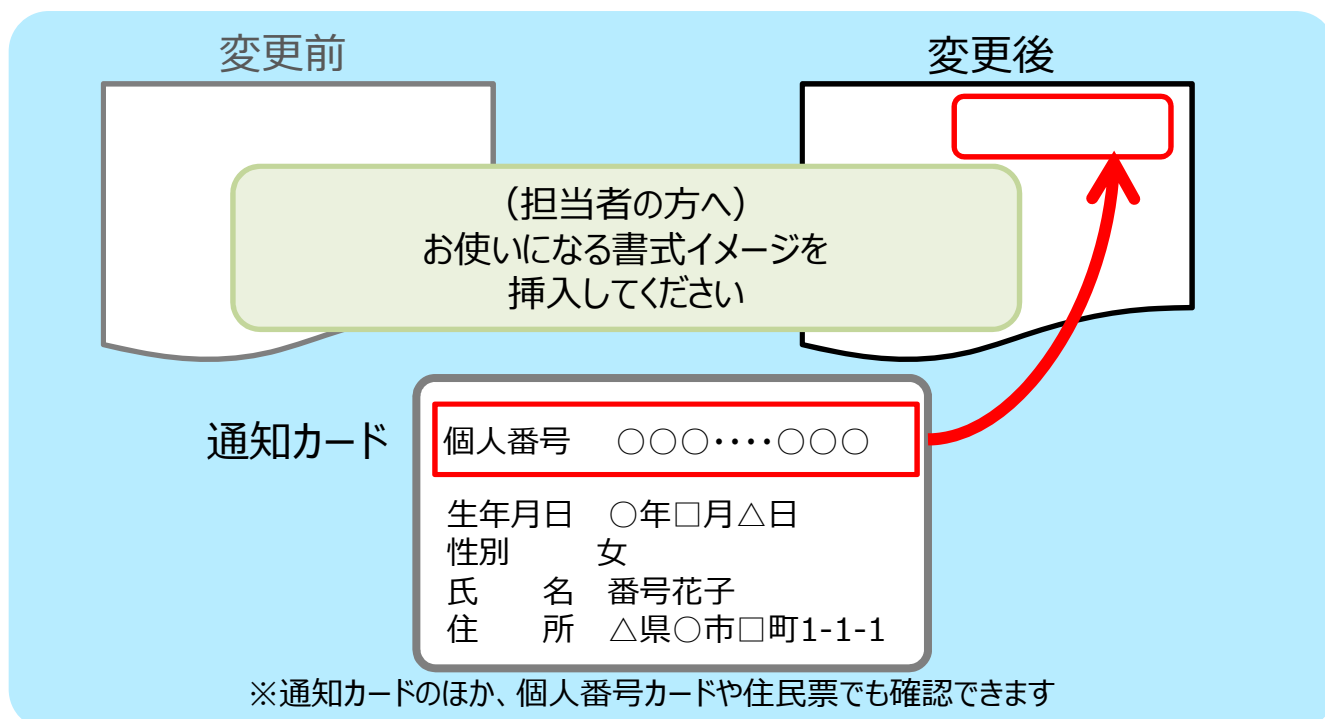
※被保険者証にはマイナンバーは記載されません

2 平成29年1月から 個人番号欄にあなたのマイナンバーを記入してください

平成29年1月から、被保険者資格取得の届出、被扶養者の届出、療養費の支給の申請、傷病手当金の支給の申請、出産一時金の支給の申請、限度額適用認定の申請等の様式に個人番号欄が設けられる予定です。

※平成27年3月時点の厚生労働省省令改正（案）に基づく

マイナンバーは皆さまの手続きを確実に進めるために必要な事項ですので、ご自分のマイナンバーを必ず記入して下さい。



3 番号制度とは？

社会保障・税番号制度（内閣官房）のホームページをご覧ください。

ホームページ内にあるFAQ（よくある質問）もご活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

問い合わせ先

ユアサ健康保険組合
Tel03-6369-1770 fax03-6369-1880



個人番号記入様式(イメージ)

【個人番号の利用目的について】

当組合は、被保険者及び被扶養者の個人番号を、番号法別表第1の第2項「健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務」において、適用、給付および徴収業務で利用します。

被保険者 本人	被保険者証の記号・番号	
	個人番号※1	
	氏名	
	住民票住所	
	生年月日	年 月 日
	性別	男・女

被扶養者 ①	個人番号※1	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	性別	男・女
	被保険者との関係(続柄)	

被扶養者 ②	個人番号※1	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	性別	男・女
	被保険者との関係(続柄)	

被扶養者 ③	個人番号※1	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	性別	男・女
	被保険者との関係(続柄)	

被扶養者 ④	個人番号※1	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	性別	男・女
	被保険者との関係(続柄)	

被扶養者 ⑤	個人番号※1	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	性別	男・女
	被保険者との関係(続柄)	

※1: 通知カード又は個人番号カードに記載の個人番号(12桁)をご記入ください。